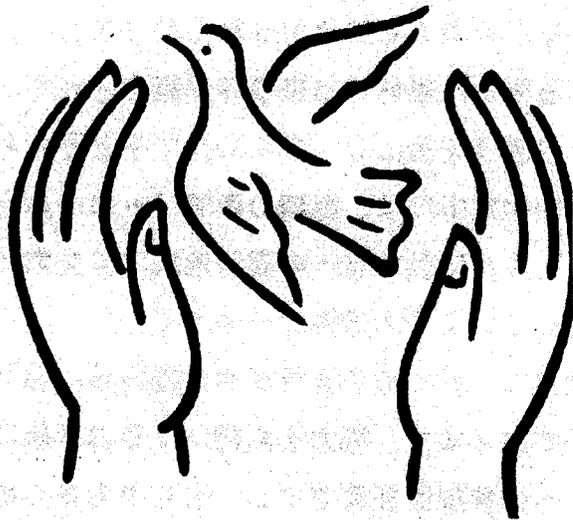


小岩一中 PTA 活動のご案内

小岩一中のPTA活動の概要について説明いたします。
ひとりひとりの子どもの確かな成長のためにPTA活動は
とても大切な役割を担っております。
保護者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



江戸川区立小岩第一中学校 PTA

一中PTAと一緒に創りましょう

中学校入学前は、それぞれの小学校において教育活動を支える保護者の活動としてPTA活動にご参加なされたことと思いますが、中学生になったこれからもその必要性はやはり大きなものです。子どもたちが思春期を迎え、発達段階の一番難しい時期に、心身ともに健全な成長を支えるには、家庭・地域・学校の三者が連携・協力することはもちろんですが、連携・協力という言葉だけで効果・効力を期待できるものではありません。噂や口伝えなどの情報よりも、実際に学校に足を運んでいただくことが何よりも早く的確で、正しい理解につながると実感しております。特に、学区域外から本校に入学された保護者の方々は、学校の情報の入手も限られ、情報不足から不安に思われるケースも有るように聞いております。この機会に、PTA活動に参加し、できる限り本校との情報交換や連絡などのパイプを太くすることが肝要だと思います。

昨今、各地で小学生のみならず中学生を含む子どもたちが被害に遭う事件が頻発していることはご存知のことと思います。中学校に進学したから「子育てが終わった」とか「肩の荷が降りた」などと考える時代ではなくなりました。多分に洩れず江戸川区区内でも、子どもに関する様々な事件や出来事等が報告されています。

一中PTAでは、地域との関係を密にし、多くの目で子どもたちを見守っていただくための一助となるよう夏季休業中には、地域の夜間パトロールを実施しております。この取り組みは、子どもたちが活動する一中周辺地域に目を向けていただき、教職員保護者一丸となって継続しているPTA活動の一つです。

また、委員会活動とは別に、多くのPTA行事や学校行事において、全PTA会員の皆様にご協力をいただいております。協力をお願いするお手紙については、年度当初に配布いたします。PTAへの参加は任意ですが、少しでも多くの皆様のご協力をお願い申し上げます。

小岩一中は全員参加のPTAを目指しています！

是非とも、PTA活動に積極的にご参加ください。お待ちしております。

小岩一中 PTA 組織は

➤ PTA 総会

定期総会・・・年2回

臨時総会・・・臨時に開催

➤ 役員・委員会の構成

PTA役員	各委員会
・ 会 長 (1名)	・ 学年委員会
・ 副会長 (若干名)	・ 成人教育委員会
・ 書 記 (若干名)	・ 広報委員会
・ 会 計 (若干名)	・ 校外生活委員会
・ 会計監査 (若干名)	・ 行事運営委員会
	・ 選考委員会

小岩一中 PTA 活動の内容

保護者の皆様のご協力とご参加をいただきながら「小岩一中のひとりひとりの子どもの健全育成」の実現に向かって取り組んでいきたいと考えています。

- 学年委員会 (各学年) PTA の窓口として学年の PTA 活動や連絡・調整などを行っています。
- 成人教育委員会 PTA の成人活動として給食試食会や学芸発表会の PTA 展示 (作品募集も含む) などを中心に活動しています。
- 広報委員会 PTA 活動や学校の様子・諸行事取材して、広報誌にまとめ PR を中心に活動しています。
- 校外生活委員会 生徒の健全育成のために、夏季休業中の地域夜間パトロールを計画し、実施・運営を中心に活動しています。
- 行事運営委員会 学校行事をサポートするために、PTA 協力者の募集や連絡・調整などを行っています。
- 選考委員会 次年度の本部役員を選出するために活動しています。

江戸川区立小岩第一中学校 P T A 会則

◎ 本 則

第 1 章 名称および目的

第 1 条 本会は、江戸川区立小岩第一中学校 P T A と称し、事務所を同校内に置く。

第 2 条 本会は、小岩第一中学校の教育方針にもとづいて生徒の教育および福祉を増進するとともに、社会教育を振興しあわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 2 章 事 業

第 3 条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 家庭と学校との緊密な連絡による生徒の生活指導。
2. 生徒の生活環境の整備・充実。
3. 生徒の文化活動および徳性ならびに健康の助長促進のための諸方策。
4. 連合 P T A その他の団体や機関との連絡・協力。
5. 会員相互の親睦と資質の向上のための諸行事。

第 3 章 会 員

第 4 条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員
 - ① 本校の生徒の父母または保護者（以下、単に保護者という）。
 - ② 校長および教職員。
2. 名誉会員
特に本会の事業に協力し、功績のあった者で運営委員会が推薦し、総会の承諾を求める。

第 4 章 役 員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名（保護者）
 2. 副 会 長 若 干 名（保護者若干名、副校長 1 名）
 3. 校 長 （ 顧 問 ）
 4. 書 記 若 干 名（保護者若干名、教職員 2 名）
 5. 会 計 若 干 名（保護者若干名、教職員 1 名）
 6. 会 計 監 査 若 干 名（保護者若干名、教職員 1 名）
- （* 役員は運営委員会、特別委員会以外の委員を兼ねることはできない。）

第 6 条 役員は次の方法で選出する。

1. 保護者選出の役員は、役員候補者推薦委員会の推薦を経て、総会において承認されるものとする。
2. 教職員選出の役員は、学校側で選出する。

第 7 条 役員の任期は 1 カ年とする。ただし再任は妨げない。

第 8 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表して会務を統括し、会議をつかさどる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
3. 書記は会長の指示により記録、通信、その他書類の保管および庶務を行う。
4. 会計は会計事務を行い会計監査を経て 11 月に中間報告を定期総会に決算報告を行う。

第 9 条 本会に役員会を置く。

1. 役員会は必要に応じて開かれる。
2. 役員会は運営委員会における議事の運営と企画および各役員間の連絡と意見の調整を主たる目的とする。

第 5 章 総 会

第 10 条 総会は正会員をもって構成され、定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会は新年度開始後 2 ヶ月以内と年度末に開き、臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または正会員の 10 分の 1 以上の要求があったときに開く。

2. 総会の決議は、出席者の過半数の同意を得て決める。
3. 総会の定足数は、全会員の5分の1以上とする（委任状を含む）。

第11条 総会は次の事項を行う。

1. 事業報告、決算の承認。
2. 予算の議決、事業計画の審議。
3. 役員承認。
4. 名誉会員および会計監査委員の承認。
5. 会則の変更。
6. その他本会の目的達成に必要な事項。

第6章 運営委員会

第12条 運営委員会は役員および常置委員会の正副委員長で構成され、役員会および常置委員会から提出された議案を審議し、会の運営に当たる。

第7章 常置委員会

第13条 本会に次の常置委員会を置く。

1. 学年委員会、成人教育委員会、校外生活委員会、広報委員会、行事運営委員会、選考委員会。
2. 常置委員会の構成は、細則によって規定する。

第14条 委員の任期は1カ年とする。ただし再任は妨げない。

第15条 常置委員会は必要に応じて随時開く。

第16条 特別委員会は必要に応じ組織し、目的達成の後解散する。

第8章 会計監査委員会

第17条 会計監査委員会は3名で構成され、必要に応じ随時会計監査を行い、総会において会計監査報告を行う。委員は役員候補者推薦委員会より推薦され、委員の任期は1カ年とする。ただし、再任は妨げない。

第9章 役員候補者推薦委員会

第18条 本会の役員および会計監査候補者を推薦するときは、役員候補者推薦委員会を置く。必要な事項は細則で定める。

第19条 役員候補者推薦委員会はその任務が終了したとき解散される。

第10章 会 計

第20条 本会の経費は会費をもってこれに充てる。

第21条 会費は月額生徒1名300円とする。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11章 会則の改正

第23条 本会則の改正は、総会の出席者の3分の1以上の同意がなければこれを改正することができない。

第24条 本会の運営に必要な細則の制定および改廃は本則に反しない限り運営委員会で定め、次の総会に報告する。

◎ 附 則

- 本会則は昭和55年5月16日からこれを改正施行する。
- 本会則は昭和59年4月1日からこれを改正施行する。
- 本会則は平成3年4月1日からこれを改正施行する。
- 本会則は平成4年5月15日からこれを改正施行する。
- 本会則は平成6年5月21日からこれを改正施行する。
- 本会則は平成18年4月1日からこれを改正施行する。
- 本会則は平成19年4月1日からこれを改正施行する。
- 本会則は平成22年3月6日からこれを改正し平成22年4月1日より施行する。
- 本会則は平成23年3月5日からこれを改正し平成23年4月1日より施行する。
- 本会則は平成25年5月18日からこれを改正施行する。
- 本会則は平成29年3月4日からこれを改正し平成29年4月1日より施行する。
- 本会則は平成30年5月12日からこれを改正施行する。

◎ 細 則

第1条 本会則は会則に基づき、会の運営を円滑に推進するために定める。

第2条 本会は政治・宗教に偏ることなく、学校の人事その他管理に干渉してはならない。

第3条 常置委員会の構成は次のとおりとする。

1. 常置委員会を構成するための基本となる委員は各委員会4名以上8名以内とする。但し、3学年委員会は卒業対策委員会を兼ねるため、4名以上12名以内とする。
2. 各常置委員会に所属する教職員は各学年担当教職員のうちから選出される。

第4条 常置委員会の任務は次のとおりとする。

1. 学年委員会（各学年に置く）
 - ① 生徒の学習および生活向上への協力。
 - ② 運営委員会への提案。
 - ③ 学年行事への協力。
 - ④ 常置委員の互選（学年委員長を除く）。
2. 広報委員会
 - ① 会員相互間の連絡。
 - ② PTA会報の編集と発行。
3. 成人教育委員会
 - ① 会員の教養・文化の向上。
 - ② 学芸会・展覧会・研究発表への協力。
 - ③ 講演会・講習会・座談会・映画会・見学会および親睦を図るためのレクリエーションなどの開催。
 - ④ 会員および生徒の福利厚生に関する事項。
4. 校外生活委員会
 - ① 生徒の地域生活及び生徒善導への協力。
 - ② 関係諸団体との連絡及び生徒善導への協力。
5. 行事運営委員会
 - ① 学校及びPTA行事の際、PTA会員へお手伝い募集及び行事運営。
6. 選考委員会
 - ① 次年度の本部役員選出の目的で活動。

第5条 役員候補者推薦委員会については次のとおりとする。

1. 役員候補者推薦委員会は常置委員全員で構成する。
2. 委員会の運営は同委員会で互選された委員長1名・副委員長1名・委員若干名が行う。
3. 但し、副校長と他の副会長を顧問とする。
4. 役員および会計監査候補者の推薦は候補者の同意を必要とする。
5. 第一回常置委員会の時に選出し、10月初旬に活動を開始する。

第6条 運営委員会は運営委員の2分の1以上の出席をもって成立し、過半数の同意を得て決議する。可否同数の場合は、議長が定める。

小岩第一中学校PTA慶弔規定

第1条 この規定は、会則の目的に沿って会員相互の慶弔に関することを定める。

第2条 この規定は、本校PTA慶弔規定という。

第3条 この規定は、本会会員・生徒の慶弔に関する事項について行われる。

第4条 この規定の運営は、PTA本部役員で行う。

第5条 慶弔金はPTA会計より支出する。

第6条 慶弔金は、次の基準により行われる。

1. 慶事(基準)

慶事については特に規定を設けず、5,000円を基準額とする。

2. 弔事(基準)

(1) 弔慰金

① 会員本人の死亡..... 10,000円

② 教職員近親者の死亡..... 5,000円

(*但し、実父母、同居父母、配偶者および子どもの場合)

③ 生徒本人の死亡..... 10,000円

※その他

1) 学校医に関しては、上記規定の①を適用する。

2) 講師、嘱能員、非常勤職員など会員以外の現任職員本人は、上記規定の①を適用する。

(2) 生花・花輪

上記の①・③の場合は、生花または花輪を捧げる。

3. 災害見舞(基準)

・火災見舞..... 10,000円

・その他災害..... 5,000円

(*但し、広域にわたる災害の場合は役員の協議により決定する)

4. 餞別(基準)

餞別については特に規定を設けず、必要に応じて役員の協議により決定する。

第7条 小岩一中に対し多大な貢献をされた方など、上記規定基準以外の慶弔の意を表す必要が生じた場合は、役員の協議により決定する。

第8条 この規定について改正の必要を認めた場合は、運営委員会において改正することができる

第9条 本規定による祝・弔慰・見舞・餞別を受けた場合は、返礼、招待は一切しない事。

細則

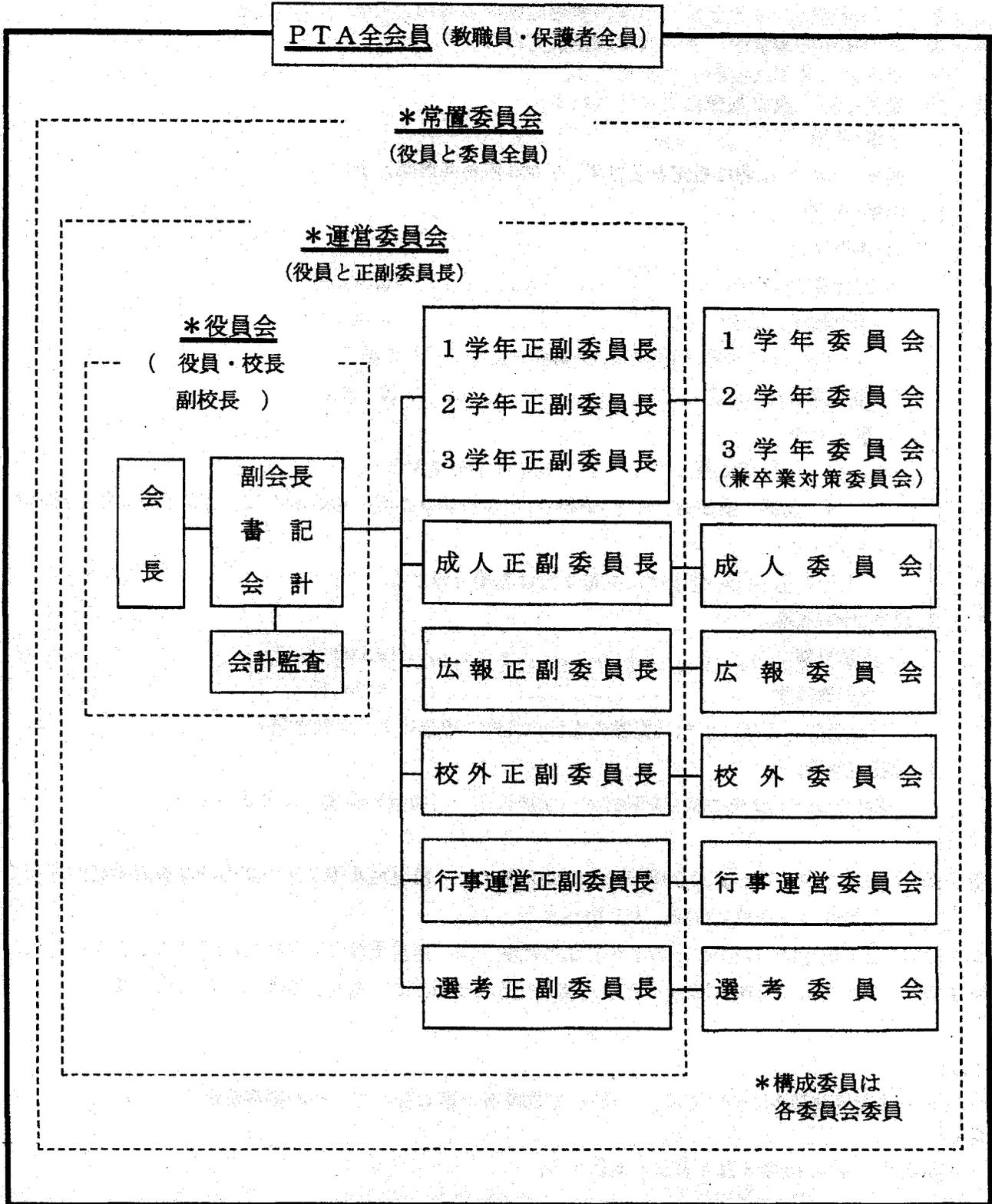
・三枚一園関係の弔事については、三枚一園関係者で話し合っ、その都度決める。

附則

・本規定は、平成18年5月1日より施行する。

小岩第一中学校PTA組織図

* P T A 総会 は 年 2 回 開 催、 臨 時 総 会 は 必 要 に 応 じ て 開 催 し ま す。



- ◎PTA 役員会 毎月 1 回程度
- ◎PTA 運営委員会 隔月 1 回程度
- ◎常置委員会 年 2 回 (4 月 ・ 3 月)